政令第三百四十二号

銀行法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（銀行法施行令の一部改正）

第一条　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「この条」を「この項」に、「子会社（法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下同じ。）、当該銀行を子会社」を「合算子法人等若しくは合算関連法人等、当該銀行を合算子法人等若しくは合算関連法人等」に、「子会社で」を「合算子法人等若しくは合算関連法人等で」に、「子会社、当該銀行を子会社」を「合算子法人等及び合算関連法人等、当該銀行を合算子法人等又は合算関連法人等」に、「及び当該銀行持株会社の子会社」を「並びに当該銀行持株会社の合算子法人等及び合算関連法人等」に、「第七項及び第十項」を「第九項及び第十二項」に改め、同項第一号イ中「子会社」を「合算子法人等」に改め、同号ロ中「子会社とする会社」を「合算子法人等とする法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条並びに次条第二項及び第三項において同じ。）及び当該法人等に準ずる者として内閣府令で定める者」に改め、同号ハ中「会社の子会社」を「者の合算子法人等」に、「会社に」を「者に」に改め、同号ト中「イからハまで若しくはヘに」を「次に」に、「第三項」を「第五項」に、「ニ又はホ」を「ホ又はヘ」に改め、「掲げる者」の下に「（ヘに掲げる者にあつては、当該同一人自身を子会社（法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する者に限る。(4)において同じ。）」を加え、「イからハまで又はヘに掲げる会社」を「当該同一人自身及びイからニまで、ト又はチに掲げる者」に改め、同号トに次のように加える。

(1)　当該同一人自身の子会社

(2)　当該同一人自身を子会社とする会社

(3)　(2)に掲げる会社の子会社（当該同一人自身及び(1)又は(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）

(4)　ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（当該同一人自身及び(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社

第四条第一項第一号トを同号リとし、同号ヘ中「ニ又はホ」を「ホ又はヘ」に、「会社（」を「法人等（」に、「ロに掲げる会社」を「イからヘまでに掲げる者」に改め、「及び当該会社の子会社」を削り、同号ヘを同号トとし、その次に次のように加える。

チ　トに掲げる者の合算子法人等及び合算関連法人等（当該同一人自身及びイからトまでに掲げる者に該当するものを除く。）

第四条第一項第一号ホ中「当該同一人自身を子会社とする会社」を「ロに掲げる者」に改め、「もの」の下に「（ロに掲げる者に該当するものを除く。）」を加え、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「の者」の下に「（国及び外国政府を除く。ヘ及び次号において同じ。）」を、「もの」の下に「（ロに掲げる者に該当するものを除く。）」を加え、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　当該同一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連法人等（当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するものを除く。）

第四条第一項第二号イ中「以下この項及び第三項」を「ロ及び第五項」に改め、同号ロ中「会社に」を「者に」に改め、同条第十一項中「第十三条第三項」を「第十三条第三項第一号」に、「法人に」を「ものに」に改め、同項に次の二号を加える。

三　日本銀行

四　外国政府等（外国政府、外国の中央銀行及び国際機関をいう。）で金融庁長官が定めるもの

第四条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項第一号中「第七項第一号」を「第九項第一号」に、「第七項第二号」を「第九項第二号」に改め、同項第三号中「第七項第二号」を「第九項第二号」に改め、同項第五号中「理由に準ずる」を「もののほか、当該銀行及びその子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば当該銀行及びその子会社等若しくはその子会社等又は債務者等の業務の遂行に困難を生ずるおそれがある」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項第一号中「第五項第一号」を「第七項第一号」に、「百分の四十」を「百分の二十五」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「第五項第四号」を「第七項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「法第十三条第二項前段」を「第七項の規定は、法第十三条第二項前段」に、「は、第五項各号に掲げる信用の供与等の区分とする」を「について準用する」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項第一号中「第十項」を「第十二項」に改め、同項第四号中「理由に準ずる」を「もののほか、当該銀行が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば当該銀行又は債務者等の業務の遂行に困難を生ずるおそれがある」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項第一号中「百分の四十」を「百分の二十五」に改め、同項第二号中「百分の二十五」を「百分の十五」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項第一号中「第三号、第七項及び第十項」を「第九項及び第十二項」に改め、「（第三号に掲げる信用の供与等を除く。）」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「が同一人自身である場合における当該銀行主要株主に係る同一人」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項を同条第七項とし、同条第四項中「又は出資」の下に「（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項第一号ト」を「第一項第一号リ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が保有し、又は保有される議決権」を「第一項及び第二項の議決権の割合を算定する場合」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項に規定する「合算子法人等」とは、次に掲げる法人等をいう。

一　他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（以下「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として内閣府令で定めるもの（第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」という。）に限る。以下この項において「実質親法人等」という。）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。

二　子会社（前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等以外の子会社」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（前号に掲げる法人等を除く。）は、当該実質親法人等の実質子法人等以外の子会社とみなす。

三　前号に掲げる会社（受信者連結基準法人等に限る。）の実質子法人等（前二号に掲げる法人等を除く。）

3　第一項に規定する「合算関連法人等」とは、法人等（受信者連結基準法人等に限る。）又はその合算子法人等（前項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（合算子法人等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。